

～アルバイトをしている(これからしようと考えている)学生のみなさんへ～
働くルールを知って楽しく働こう!!



- 仕事を始めるときには、仕事内容やどんな条件で働くのかを確認しましょう
- 働くときは、職場のルール(労働時間、賃金、休暇など)を確認しましょう
- 仕事を辞めるときの決まりや制度を確認しましょう
- 困ったときは、専門の窓口に相談しましょう

令和5年2月 北海道

◇ このリーフレットは、北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf//partwork-handbook.html>

■仕事をはじめめる

☞労働契約とは

あなたと会社が、「働きます」、「雇います」という約束をすると「労働(雇用)契約」を結んだことになります。

雇います！

働きます！

☞仕事の内容や労働条件

働くときは、どのような労働条件で雇う、雇われるかの約束をかわします。あなたがどんな条件で働くのか確認しましょう。

- ①いつからいつまで働くのか(契約期間)
 - ②契約期間が決まっている場合は更新の基準
 - ③仕事をする場所、仕事の内容
 - ④仕事の始めと終わりの時間、
残業はあるのか、休憩時間は何時から何時までか、
休日はいつか、休暇は何日取れるのか
 - ⑤給料(時給)はいくらか、締切日と支給日はいつか
(賃金の決定、計算と支払の方法、支払の時期など)
 - ⑥退職するとき、解雇されるときに決まりはどうなっているのか
 - ⑦昇給に関すること
- * ①～⑥は書面で明示、⑦は口頭でもよい



必ず書面で
もらいましょう！！

Q もし労働条件が求人広告と違っていたら？

A 何も言わないと、その労働条件を承諾したことになります。会社にきちんと確認しましょう！！

■働くときのルール

☞職場のルール(就業規則)

- 就業規則には、労働時間、賃金、退職などについて、最低限のルールが記載されています。働く人が10人以上いる職場では必ず作成し、職場に掲示するなど働く人がいつでも見られるようになっていますので、よく確認することが必要です。
- 就業規則で決められた労働条件に達しない労働契約は無効となります(無効となった部分は就業規則が適用されます)。

☞労働時間のルール

- 労働時間は、原則1日8時間以内、1週40時間以内です(法定労働時間)。職場によっては、1か月単位で労働時間を考える「変形労働時間制」などの場合もありますので、労働契約や就業規則で確認しましょう。
- あなたが法定労働時間を超えて働いた場合は、割増賃金をもらうことができます(「賃金のルール」欄参照)。
また、あなたが18歳未満であれば、会社は原則として深夜労働(午後10時から翌日午前5時まで)や残業(1日8時間を超えて働くこと)、休日労働をさせることができません。
- 休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合は「45分以上」、8時間を超える場合は「1時間以上」と定められています。

Q 会社に無理にシフトをいれられたら？

A 都合が悪ければあいまいな答えはせずにはっきり断りましょう。シフトを断ったことが原因で不利益な取扱いを受けたときは、「困ったときの相談窓口」へ。



👉 休日や年次有給休暇のルール

- 休日は、少なくとも1週間に1日、又は4週間に4日以上与えられることになっています。
- 年次有給休暇制度とは、職場の休日以外に、賃金をもらいながら自分の希望するときに休みをとることができる制度で、法律で定められています。
- 入社後、6ヶ月継続して働き、その日数が全労働日数の8割以上であれば、1年で最低10日取得できます(週2日勤務の場合は3日、週4日勤務の場合は7日まで取得できます)。アルバイトの方も同様です。

👉 賃金のルール

- 賃金は、「働いたことへの対価として支払われるもの」です。
- 時間給で働く場合は、「時給×労働時間」の賃金が支払われます(タイムカードで時間管理がされている場合は、確実に打刻しましょう)。
- 北海道の地域別最低賃金は、時間額920円(令和4年10月2日から適用)です。

【割増賃金が支払われるとき】

労働状態	割増賃金額	最低賃金(920円)に基づく最低額
法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えた時間外労働	通常賃金の25%以上	1,150円
上記時間外労働の内、月60時間を超える時間分(R5.4から中小企業にも適用)	通常賃金の50%以上	1,380円
午後10時～午前5時までの労働(深夜労働)	通常賃金の25%以上	1,150円
法定休日における労働(休日労働)	通常賃金の35%以上	1,242円
時間外労働と深夜労働とが重なった労働	通常賃金の50%以上	1,380円
時間外労働と深夜労働とが重なった労働時間の内、月60時間を超える時間分(R5.4から中小企業にも適用)	通常賃金の75%以上	1,610円
休日労働と深夜労働とが重なった労働	通常賃金の60%以上	1,472円

- 給料からは、通常、税金のほか、社会保険などが差し引かれることがあります。
⇒ 何が引かれているかチェックが必要です。
- 皿を割る、レジの金額が合わないといった理由で一方向的に給与から天引きすることはできません。無断欠勤、遅刻を繰り返すなど、労働者に落ち度がある場合の減給は、あらかじめ就業規則に定められていますので、就業規則を確認しましょう。この場合は、1回の減給金額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならないことになっています。

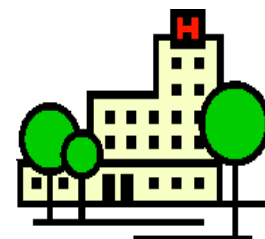
Q 商品に販売ノルマがあり、売れ残りを買えと言われたら？

A 法律上、売れ残りを買う義務はありません。また、賃金から自動的に天引きもできないことになっています。

👉 労働災害・通勤災害のルール

仕事の原因の病気やケガ、通勤途中の事故で病院に行くときは健康保険は使えません。労災保険で受診しましょう。原則として治療費は無料となります。

また、仕事の原因のケガなどで仕事を休み賃金をもらえない場合は、休業補償制度があります。





■仕事をやめるとき

☞退職・退職勧奨・解雇

○ 退職・退職勧奨・解雇には次のような違いがあります。辞める理由がどれに当たるのか確認しましょう。

	退 職	退職勧奨	解 雇
意味	労働者からの申し出や期間満了等によって労働契約を終了すること	会社が「辞めてほしい」などと退職を勧め、労働者の同意のもと労働契約を終了すること	会社が一方的に労働契約を終了すること
条件	契約期間が決まっていない場合で、就業規則等で退職手続が定められていないときは、2週間前までに退職の申出をすれば辞められます。	退職勧奨に応じるかは労働者の自由であり、その場で答える必要もありませんし、辞める意思がない場合は、応じないことを明確に伝えることが大切です。	勤務態度不良やサービス違反などの場合、労働者の落ち度や内容などが社会の常識に照らして納得が得られる理由が必要です。会社の都合による解雇の場合は、30日前に予告するか30日以上平均賃金を支払う必要があります。

※契約社員などのように、あらかじめ契約期間が定められているときは、労働条件が実態と違ったり、会社が法違反を行っているなど、やむを得ない事情がない限り契約期間の途中で退職することはできません。

■仕事のトラブルを解決する

☞困ったときの相談窓口



(1) 労働相談全般(国や道庁の相談窓口)

名 称	内 容	住所・電話番号
厚生労働省北海道労働局 総合労働相談コーナー	労働条件、採用、いじめ、嫌がらせなど労働問題に関するあらゆる分野の相談(面談又は電話)	札幌市北区北8西2 札幌第1合同庁舎9階 011-707-2700
労働相談ホットライン (北海道)	労働問題に関する相談 (フリーダイヤル)	0120-81-6105 月～金:17時～20時 土:13時～16時 (祝日、5月1日～7日、8月11日～15日、 12月29日～1月8日を除く)

(2) 労働条件、労働災害など

名 称	内 容	住所・電話番号
労働基準監督署	賃金、労働時間等の労働条件、職場の安全衛生・健康管理、労災保険に関する相談	(各労働基準監督署)

■もっと詳しく知りたいときは

○ このリーフレットは、アルバイトなどで働く際に知っておく基本的なことについて、まとめたものです。更に詳しく働く際のルールについて知りたい場合は、次のホームページなどでご確認ください。

◆働く若者ルールブック(北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rulebook.html>